

固定電話の番号ポータビリティの実施に関する ガイドライン策定に向けた検討の進め方(案)

令和 6 年 1 1 月 1 8 日
総 合 通 信 基 盤 局
番 号 企 画 室

- PSTNのIP網への移行後、固定電話番号を使用した役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、原則として番号ポータビリティを実施可能とすることが求められる。
- 事業者相互間の番号ポータビリティの実施にあたっては、情報通信審議会答申（令和6年9月）※においても、事業者が遵守すべき事項について、ガイドライン等により示すことが適当とされている。

※ 「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」一次答申（令和6年9月20日 情報通信審議会）

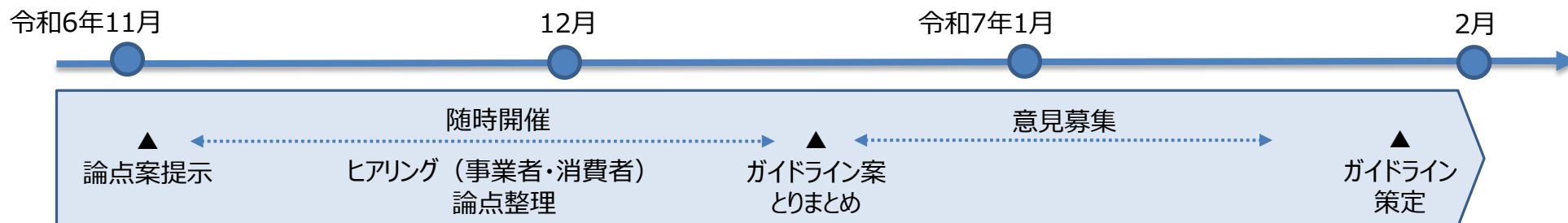
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban06_02000110.html

- 当該ガイドラインの策定に向けて、有識者、事業者及び消費者から意見を伺い、相互理解を深め、論点の洗い出しや整理、調整を進めることを目的に、「固定電話番号の双方向番号ポータビリティ実現に向けた検討会」を開催する。

■ 主な検討事項（案）

1. 番号ポータビリティの実施の原則等
2. 受付方法、利用者負担料金等

■ 検討会の開催スケジュール（案）



検討の進め方（案）

- 総務省は、番号ポータビリティのガイドラインとして、平成16年に「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」を策定・公表している。
- 今般、固定電話の番号ポータビリティの実施に関するガイドラインを策定するに当たって、その項目については、携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドラインの項目を参考としつつ、固定電話と携帯電話の違いを踏まえて検討してはどうか。
- 現在、固定電話番号については、NTT東日本・西日本からの片方向の番号ポータビリティのみが行われている。また、双方向番号ポータビリティの実現に向けては、関係事業者間の協議の場での検討が進められている。各項目の内容については、このような関係事業者における取組状況についてヒアリングを実施しつつ、検討を進めることとしてはどうか。

■（参考）携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン 構成

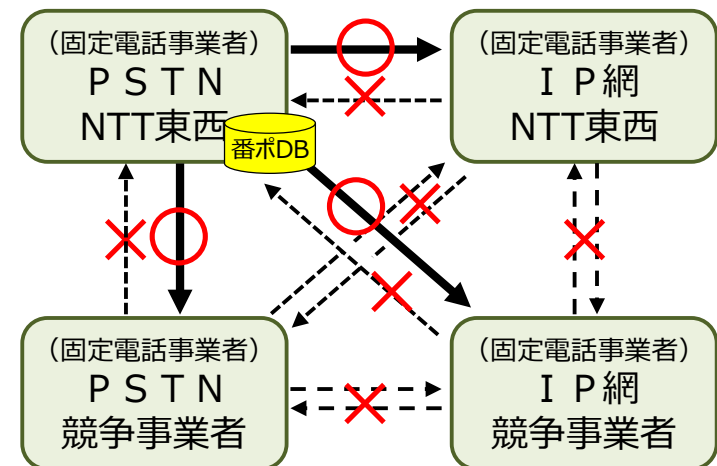
- 1 目的
- 2 定義
- 3 番号ポータビリティの実施
- 4 番号ポータビリティの実現方式
 - 接続方式、番号管理方式等
- 5 番号ポータビリティの実施方式
- 6 番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続等
 - 利用者負担料金等、利用手続等
- 7 本ガイドラインの適用等

「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000881622.pdf

■ 固定電話の片方向の番号ポータビリティ

- ・ 現在は、NTT東日本・西日本からの片方向番号ポータビリティのみが実施されている。



(参考) 携帯電話と固定電話の比較

	携帯電話	固定電話
番号指定事業者の数	音声伝送携帯電話番号：5者	0AB～J番号：19者
番号区画の有無		番号区画があるため、番号ポータビリティは番号区画内に制限される。 ※ 例えば、番号区画外への転居の場合は番号ポータビリティ不可。
番号ポータビリティ実施の例外	データ伝送役務及びSMSサービスのみを提供する場合に限定。	技術的な困難性や利用者への影響等を勘案して総務大臣が個別認定。
利用者の受付方法	ワンストップ方式とツーストップ方式の併用	ワンストップ方式 ※ 現行の片方向の番号ポータビリティの場合
	電話・インターネットの他、店頭での対面での受付が存在する。	法人を除き、店頭での対面受付は比較的少ない。
番号ポータビリティに付随して生じる手続		事業者変更に伴う回線の開通工事や電話加入権の解約等の手続が生ずる可能性がある。